

学校法人北里研究所における高等教育の修学支援制度の学生成績等確認に係る取扱要領

2020年9月7日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、文部科学省及び各都道府県による2020年4月1日からの高等教育の修学支援制度（以下、「本制度」という。）の発足に伴い、本制度に基づく給付奨学金・授業料減免措置に係る学生の成績・修業状態等の確認手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(実施部門)

第2条 本要領に定める確認手続きが必要な部門（以下、「各部門」という。）は、次のとおりとする。なお、各条文中で「学部」と記載している箇所については、適宜「保健衛生専門学院」又は「看護専門学校」に読み替えるものとする。

- (1) 各学部
- (2) 保健衛生専門学院
- (3) 看護専門学校

(判定基準)

第3条 本制度への新規申請者又は継続申請者については、学業成績等を確認のうえ、本制度適用の可否を判定する。

2 入学後1年未満の新規申請者（高校からの予約採用者又は入学後在学採用に申請した1年次生）への本制度適用のための成績等の基準は、次の(1)～(4)のいずれかに該当していることとする。

- (1) 高校等の評定平均値が3.5以上であること。
- (2) 入学試験の成績が上位2分の1以上であること。
- (3) 高校卒業程度認定試験の合格者であること。
- (4) 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

3 入学後1年以上経過している新規申請者（2年次以上の在学採用者）への本制度適用のための成績等の基準は、次の(1)・(2)のいずれかに該当していることとする。

- (1) 在学する大学等（学部・学科・専攻等）における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位2分の1以上であること。
- (2) 次のア及びイのいずれにも該当すること。ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由によりアに該当しない場合には、イに該当することで足りる。
 - ア 修得単位数が標準単位数以上であること。
 - イ 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

4 本制度の既適用者の適用継続にあたっては、次の(1)・(2)の基準により、成績不振でないことを確認する。なお、廃止・警告（2回目）に該当した場合は、本制度の適用は継

続できず、打ち切りとなる。

(1) 廃止の基準（本制度適用打ち切り）

次のア～エのいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき。

- ア 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
- イ 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。
- ウ 履修科目への授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
- エ 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。

(2) 警告の基準（2回連続該当で本制度適用打ち切り）

次のア～ウのいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき。

- ア 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（廃止の区分に該当するものを除く。）
- イ GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること（次のA、Bに該当する場合を除く）。
 - A 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合。
 - B 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。
- ウ 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の区分に該当するものを除く）。

5 上記各項による判定結果については、いずれも各学部から該当学生に対し通知を行うものとする。

（成績の確認方法）

第4条 前条第3項及び第4項に係る成績順位の確認については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 原則として毎年度末に、別表1に基づく所属学生の成績順位一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、成績の順位付けを行う。なお、保健衛生専門学院の臨床工学専攻科については、前期末時点においても同様に行うものとする。
- (2) 一覧表の集計単位は、学科・専攻（専攻科）のうちの最小単位とし、さらに学年ごとに集計する。
- (3) 集計は原則として当該年度の在学学生全員を含めて行う。ただし、集計時点で通常の在籍状態ではない学生（退学者及び停学・休学中の学生等）は、集計の対象外とする。
- (4) 一覧表の作成にあたっては、当該年度までの履修科目の成績の平均点（過年度からの累計）を用いるものとし、順位付けに用いる科目の範囲（必修科目、選択科目、自由科

目等)については、原則として学科・専攻(専攻科)ごとの「北島賞」又は「オスカーフェルゼンフェルド賞」の選出方法を準用する。

(この要領に定めのない事項の取扱い)

第5条 この要領に定めのない事項については、都度学事企画部と関係部門により調整をするほか、適宜学事企画部から各部門へ通知等を行い対応するものとする。

(主管部署)

第6条 この要領の主管部署は、学事企画部とする。

(この要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、北里大学教育委員会の議を経て、学長が決定する。ただし、事前に保健衛生専門学院、看護専門学校の了解を得るものとする。

附 則 (北学総第 2020-05769 号)

(施行期日)

1 この要領は、2020年9月7日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 この要領の施行の日をもって、2019年3月1日制定の北里大学、北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校における高等教育段階の教育費負担軽減新制度発足に伴う学生成績等確認に係る取扱要領は、廃止する。

別表1 学生の成績順位一覧表（様式）

[○○学部○○学科○○専攻 第○学年]

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
順位 (通し 番号)	学籍番号 (共通学籍番号)	氏名	対象科目 の成績の 平均点	卒業要 件単位 数	標準単 位数	通算修得 単位数	廃止・警告 (回数)の 該当
1	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	98.12	124	62	74	
2	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	98.01	124	62	82	
3	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	96.05	124	62	76	
.							
.							
.							
27	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	65.86	124	62	64	
28	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	64.33	124	62	64	
29	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	63.21	124	62	66	
30	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	61.01	124	62	60	
31	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	60.07	124	62	62	
32	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	59.05	124	62	60	
33	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	58.72	124	62	54	
34	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	56.02	124	62	58	
35	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	54.98	124	62	60	警告(1)
36	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	53.83	124	62	56	
37	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	51.64	124	62	50	
38	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	49.22	124	62	42	警告(2)
39	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	45.05	124	62	46	
40	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	23.56	124	62	40	廃止

※本制度の適用者は網掛けとする。

※④対象科目の成績の平均点は、単年度ではなく、過年度累計とする。

※⑥標準単位数は、⑤卒業要件単位数÷修行年限×在籍年数とする。ただし、カリキュラムの特性上、通常の履修方法では標準単位数を満たさない場合は、学部が定める単位数とする。